

「新型コロナウイルス感染症」による感染拡大を市民一丸となって防止するための条例の考え方

○「新型コロナウイルス感染症」は、政令により指定感染症とされたもので、現在のところ1年に限り、感染症法の一部が準用されることとなっている。

○感染症法には、新型インフルエンザ等感染症(第7章)や新感染症(第8章)に関する規定があり、その中には、「感染を防止するための協力」が定められている。

(感染症法第44条の3、法50条の2は少し強い規定)

- 1 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

○今回の政令指定による指定感染症の準用においては、本条は除外されているので、これを条例で協力要請の形で市民に依頼する規定を設ける。

○またこの条例は、指定感染症からコロナウイルス感染症が除外された場合に、廃止となるよう附則で所要の定めをする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例（案）

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染者が、断続的に増加する危機的な状況。
- ・市は、まん延防止のため、感染症法に定める各種対策と併せて、適切な知識や情報を市民に発信する必要がある。
- ・事業者・市民は、市からの情報に基づく正しい知識のもと、まん延防止に協力していくことが必要。

市・市民・事業者の責務（努力義務）を早期に条例化し、全市一丸となって感染症防止に努める

条例の概要

【市の責務】第2条

- ・感染症法に定める各種取り組みの他、広報活動等を通じた正しい知識を普及啓発、情報を発信すること
- ・情報の発信などにあたり、感染者等の人権を尊重すること

【事業者の責務】第3条

- ・新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を習得するよう心がけ、事業所等において感染症の発生、まん延防止のための必要な措置をとること
- ・本市が感染が疑われる従業員等に対して実施する健康観察等へ協力すること

【市民の責務】第4条

- ・新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を習得するよう心がけること
- ・当該感染症の拡大の防止に十分に注意を払うよう努めること

【感染を防止するための協力】第5条

- ・新型コロナウイルス感染症について、政令で適用対象外の感染症法の規定を条例で規定し、市民に協力を求める
- ・感染が疑われる者に対して、市が体温などの健康状態等についての市への情報提供を求める
- ・感染が疑われる者は、不要不急の外出の自粛を求める

※新型コロナウイルス感染症が、指定感染症から除外された場合は、効力を失うよう附則で所要の定めをする